

災害事例
と
その対策
No.22

支柱の保護棒にフォークリフトが 乗り上げ横転する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 車両保有台数 フォークリフト 4 台
3. 労働者数 11名
4. 被災者 フォークリフト運転者 男性25歳 経験 5 年
5. 傷病名 腹部外傷による失血死
6. 災害発生状況

- (1) 当工場は図の通り、正門を入ると右側が 1 号から 5 号の倉庫群。左側が工場建物となっており、その間にある広場は全面がアスファルト舗装されておりトラック等によって搬出入される原材料や製品の積卸し場として使用されている。
- (2) 水漏れ厳禁の荷のため、雨天時の積卸し場として使用するために 4 号倉庫と 5 号倉庫の入り口前には雨よけ上屋としてテントハウス（15.5m×11.5m）が設けられている。これの支柱（25cm×25cm）は四角の鉄柱で、その脚部回りには図のように接触防止用の 4 本の鋼管製保護棒（高さ84cm、外径13cm）が設けられ、そこを走行するトラックやフォークリフトが支柱に接触しないようにガードしていた。その保護棒は以前にトラックが後進中に支柱に衝突したことがあり、警告的な意味も込めて設けられていた。
- (3) 当日は晴天で朝 8 時30分から体操、ミーティングがあり、責任者より作業の指示があった。被災者が所属する班が受けた指示は、すでに外部から原材料を運搬して 2 号倉庫前の広場で待機しているトラックから原材料袋を荷卸しして 2 号倉庫へフォークリフトで搬入する作業であった。
- (4) 作業を開始して約20分後、同倉庫内の作業の不便により原材料を積上げるスペースがなくなったため、責任者は予定を変更し、残りを 5 号倉庫へ搬入することを指示、被災者は段取りのために空荷でフォークリフトを運転し A の位置から点線の経路をとって 5 号倉庫へと向かった。
- (5) 被災者が運転して B の位置に来た時、フォークリフトがテントハウス支柱の保護棒に右前輪を乗り上げ、進行方向左側に横転した。被災者は車外に放り出され、その上に倒れてきた、フォークリフトのヘッドガードの下敷きとなり腹部を被災した。
- (6) 乗り上げられた保護棒には図の通りタイヤの痕が残り、その保護棒は根本から折れ曲がって約37度の角度で止まっていたが、地上から高さ44cmの箇所にフォーク先端が激突して出来た跡が残っていた。当該フォークリフトは最大荷重2.5 t、全幅115cm、全長364cm。特定自主検査、月例検査、始業前点検は実施済みで異常なし。被災者は平成 7 年 2 月にフォークリフト運転技能講習を修了していた。

7. 災害原因等

- (1) 被災者が運転していたフォークリフトの運転席から見て、右マストの向こうが死角となつてよく見えず、走行の障害物である保護棒を被災者が見落としたこと。
- (2) 積卸し場としての広場及び倉庫出入り口におけるフォークリフトの運行経路の定めと標識が

(3) 折れ曲がった保護棒の状況から見て、被災者の運転していたフォークリフトは地上約44cmの位置にフォークをあげて走行しており、その速度は定められた構内制限速度の15km/hをかなりオーバーしていたものと推定されること。

(4) 2号倉庫内の作業の不手際で班の積卸し作業が停滞した上に、5号倉庫の受け入れ体制を急いで準備しなければならず、更に正門前にはコンテナ荷を積んだトレーラーが待機して荷卸しを待っており、時間的に早くこの作業を完了させようとの思いがあったこと。

- (1) フォークリフトの安全な走行を確保するために路面に運行経路、一旦停止、左右確認等の表示をすること。
- (2) 指差呼称の励行や制限速度の厳守、更にはフォークは床上15～20cmの位置にした姿勢で走行することやKY活動を中心にした安全教育を徹底すること。

同社では再発防止対策を協議し、上記防止対策のほかに、これまでの保護棒方式を廃止して、支柱を段状に古タイヤで巻いた衝撃吸収方式に変更し、目立つように彩色表示をした。

また、運転者は制限速度を
越えて運転してはならない。

